

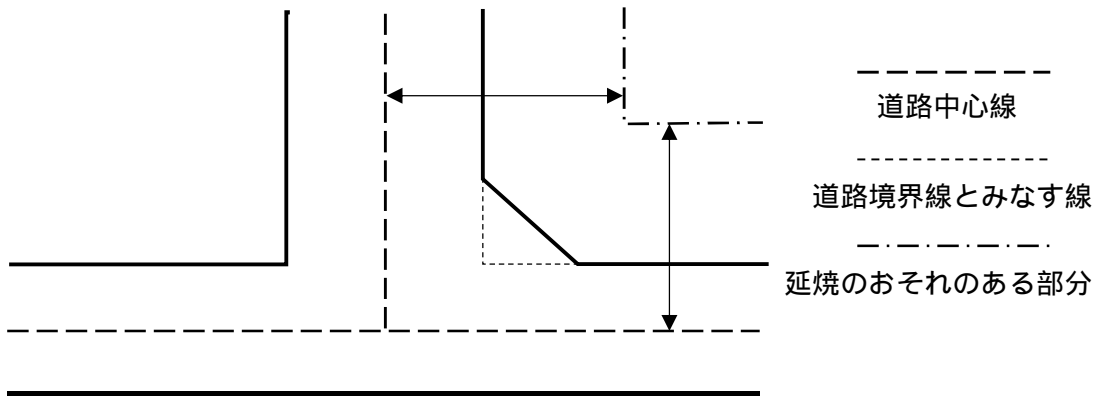
集団規定 など	法第 2 条、法第 53 条、法第 56 条	作成（改訂）日
	延焼のおそれのある部分、建蔽率、 建築物の各部分の高さ	令和 4 年 3 月 1 日

隅切りがある場合の建築基準法上の取扱い

隅切りがある場合の延焼のおそれのある部分、道路斜線、角地緩和に関する取扱いは、下図のように道路境界線とみなす線で考える。

延焼のおそれのある部分

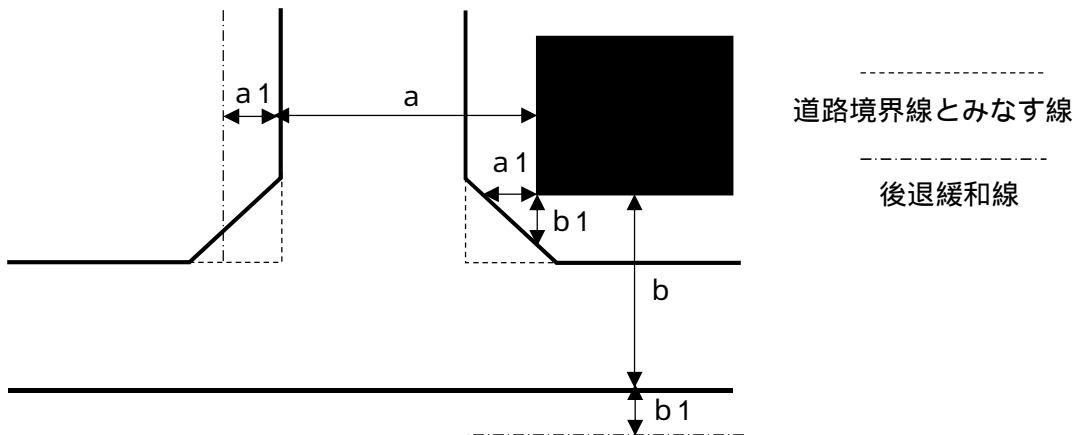
隅切り部分の点線を道路境界線とみなす線として、道路中心線を考える。



道路斜線（後退緩和の距離の取り方）

道路斜線は、道路交差点隅切り部分からは道路斜線を適用しない。

また、後退緩和は道路境界線との最小寸法とする。



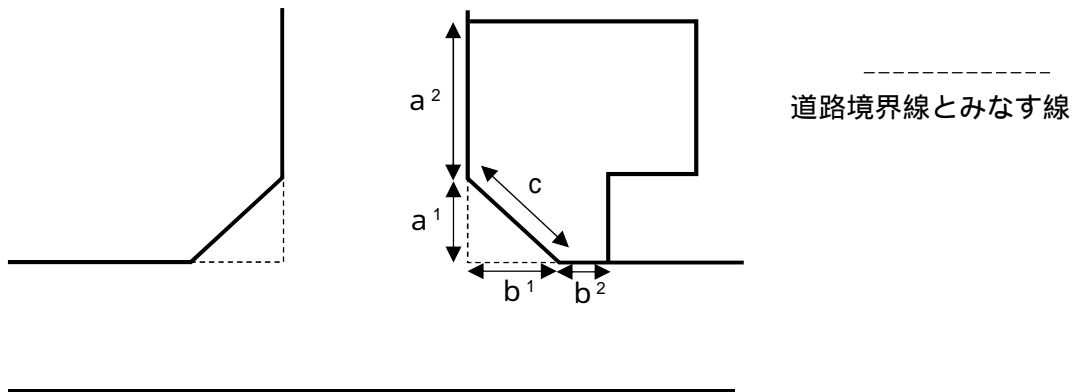
角地緩和

$a^1 + a^2$ および $b^1 + b^2$ がそれぞれ 2 m 以上あり、 a^1 および b^1 の幅が 2 m 未満の場合でも、角地緩和における、道路に接する長さ 2 m 以上を満たしていると取扱う。(a^2 および b^2 が 1 m を超える場合に適用)

ただし、敷地の周囲の 3 分の 1 以上が道路に接するかを算定する場合においては、隅切り部分の寸法 c で検討する。

$$a^1 + a^2 \geq 2 \text{ m} \text{ かつ } b^1 + b^2 \geq 2 \text{ m}$$

$$a^2 \text{ および } b^2 > 1 \text{ m}$$



技術的助言など	
参考文献など	練馬区建築基準法施行規則 第 21 条